

# 奈良県農業振興地域整備基本方針

平成29年3月

奈良県

- 第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項
- 第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項
- 第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
- 第4 農用地等の保全に関する事項
- 第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項
- 第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項
- 第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項
- 第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項
- 第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

## 第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

### 1. 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的な考え方

#### (1) 農用地等の確保に関する基本的な考え方

本県は、世界文化遺産をはじめとする世界に誇る歴史的・文化的な資源と、これらと一体をなす歴史的風土、自然景観を持つ有数の観光地であるとともに、京阪神の大都市に位置しながらも良好な居住環境に恵まれていることから、ベッドタウンとして都市化が進展してきた。

本県の農業を取り巻く環境としては、紀伊半島の中心に位置し山林が多いため可住地面積が全国一小さく、耕地面積は県土の約6%という状況に置かれているとともに、担い手としては、兼業農家の比率が全国でも高い状況にある。近年のインフラ整備等によって、農地の非農業的土地への転用、さらに、担い手の高齢化や後継者の減少に伴う荒廃農地の発生等により、農地が減少している。

しかしながら、都市近郊という立地の良さや恵まれた自然環境を活かし、本県では奈良らしい農業・農村の活性化を図るため、マーケットニーズの高い売れる農産物を生産し、経営の低コスト化・省力化を図ることにより農業所得の向上を目指す「マーケティング・コスト戦略」に基づき、県産農産物の高付加価値化、高品質化によるブランド化や販路開拓等に積極的に取り組んでいる。加えて、生産・調理・加工・流通などを扱う次世代の「食」と「農」のトップランナーを育てる「なら食と農の魅力創造国際大学校」（以下、「N A F I C」）を開設するとともに、奈良の伝統食材を使ったオーベルジュの展開など、農業の持つ魅力を観光に活かす取り組みを進めている。

このように、農地は食料の生産の場であると同時に、県土の保全、良好な景観の形成、地域の振興などに大きな役割を果たしており、本県にとって極めて重要な資源である。

そういったことから、生産、流通、販売のみならず景観、食、観光など農業の持つ多面的な機能に配慮しながら、本県の特徴である都市近郊農業の強みを活かす農業の振興と、本県の地域振興施策を進めるための雇用の場の確保や観光資源としての活用などが併存する土地利用調整を図ることが求められている。そのため、都市的土地利用をすべき地域や歴史的文化遺産の保存すべき地域などとの調和を保ちつつ、県土のさらなる有効利用を図るという観点に立って農地を確保することが重要である。

#### ① 「農用地等の確保等に関する基本指針」（国策定）に基づく取り組み

「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）」及び「農用地等の確保等に関する基本指針（平成27年12月24日公表）」に基づき、集団的に存在する農地、農業生産基盤整備の対象地及び地域の特性に即した農業振興を図る上で農業上の利用が必要な土地について、農用地区域として設定し、その確保を図る。

## ② 奈良県における「農地マネジメント」の取り組み

県では、奈良らしい農業の展開と企業誘致による雇用の場の確保によるバランスの取れた地域振興を図るため、地域で必要な農地総量を確保しながら、企業誘致に必要な工業ゾーンの確保を図る農地マネジメントを推進する。

具体的には、以下の2つの取り組みを実施することとしている。

一つ目としては、荒廃農地の発生抑制と再生を行い、意欲ある担い手に農地を集積させ収益性の高い作物の作付けを推進し、農家の所得向上を目指した、本県独自の（仮称）「特定農業振興ゾーン」の設定を行うこととしている。また、遊休農地に関する措置を適切に行うため、荒廃農地の再生を推進するとともに、再生を見込み難い荒廃農地については、円滑な非農地判定を行えるように判断基準の具体化・明確化を図ることとしている。

二つ目として、高速道路交通網をはじめとして交通利便性が高まった地域において、地域の実情を踏まえた農地と産業用地に係る市町村の振興に関する計画や市町村都市計画マスタープラン等他の土地利用計画を策定し、県と市町村が連携して「工業ゾーン」を創出するなど、経済の活性化、雇用の確保に必要な計画的な土地利用を図る。

## (2) 確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積の目標

確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積の目標年は平成37年とし、目標設定の基準年は平成26年とする。

平成26年の農用地区域内の荒廃農地を除く現況農地面積は、15,548haであり、平成23年から平成26年までの4年間と同様に農地転用を伴う農用地区域からの除外及び平成22年から平成26年までの5年間と同様に荒廃農地の発生が今後も継続すると、平成37年には約14,921haとなると見込まれる。

しかしながら、農業振興地域制度等の適切な運用により、農用地区域外の集団的に存在する農地等の農用地区域への編入促進や多面的機能支払交付金、農地中間管理事業、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金等の各種施策により、荒廃農地の発生抑制と再生を行い、376haの農地を確保できることが見込まれる。

一方、今後想定される産業用地の創出により農用地区域内から除外されることが見込まれる農地として41ha、また市町村が行う農業振興地域整備計画に関する基礎調査等により、基準年以降に農用地区域の設定要件を満たさないと判断された土地等として511ha、これらを合わせると、552haの農地面積が平成37年までに減少することとなる。

これらのことから、平成37年の確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積を14,745haと設定する。

なお、確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積目標は、国の「農用地等の確保等に関する基本指針」に示す「都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準」をもとに算出した。

## 2. 農用地等の確保のための施策の推進

### (1) 農用地等の保全・有効利用

「マーケティング・コスト戦略」に基づく農業の振興及び意欲ある担い手への農地の集積・集約化や集落営農の組織化、農業への新規参入の推進並びに多面的機能支払交付金による農地、農業水利施設等の資源や環境の保全活動、中山間地域等直接支払制度による適切な農業生産活動、農業生産基盤の整備などにより、荒廃農地の発生抑制と再生を推進し、農用地等の保全・有効利用を図る。

### (2) 農業生産基盤の整備

生産性の高い農業や高付加価値型農業の展開並びに農地の持つ多面的機能の増進を図るため、地域の実情に応じたきめ細やかな条件整備や農業水利施設等のアセットマネジメントによる効率的な維持管理・更新対策及び中山間地域等での鳥獣害対策等、生産基盤の整備を通じ、良好な営農条件を備えた農用地等の確保を推進する。

### (3) 非農業的土地需要への対応

本県は都市と農村が近接しており、土地利用の競合が起こりやすく、特に平野部の幹線道路沿いにおいては、農地に対する強い都市的需要が生じている。これらの非農業的土地需要に対応するため、農用地区域からの除外を行う場合には、農業上の土地利用に支障が生じないことを基本とするとともに、農地転用規制の趣旨を踏まえて、計画的な土地利用の確保に努める。この場合、市町村農業振興地域整備計画については、計画的な実施が重要であり、その変更は、原則として、おおむね5年ごとに実施する基礎調査に基づき行う。

また、国及び地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用・公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画を尊重し、農用地区域内における土地の農業上の利用の確保に努めるといふ国及び地方公共団体の責務にかんがみ、農業振興地域制度に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努める。

### 3. 農業上の土地利用の基本的方向

本県は、近畿地方のほぼ中央部に位置し、京阪神の都市圏に近接した社会経済的立地条件を有している。その地形から、第四次奈良県国土利用計画では、おおむね標高100m以下の平地で構成される奈良盆地を中心とした「大和平野地域」、高原状の地形が広がる「大和高原地域」及び大部分が山岳地帯である「五條・吉野地域」に区分していることから、農業地帯区分についても、上記地域区分に即し、県内を「大和平野農業地帯」、「大和高原農業地帯」及び「五條・吉野農業地帯」の3地帯に区分する。

#### (1) 大和平野農業地帯

本地帯は、奈良盆地とこれを取り巻く丘陵地から構成され、平坦な奈良盆地と金剛・生駒山系の西部山麓地域、大和高原の北辺に当たる東部山麓地域に区分される。

奈良盆地では水田が中心で、吉野川分水や4大ため池（白川、倉橋、斑鳩、高山）などの整備により農業用水が確保されており、水稻のほか、都市近郊の利点を活かした野菜、花き、酪農、採卵鶏などの土地生産性の高い労働集約的農業が行われている。

一方、京奈和自動車道をはじめとするインフラ整備の推進に伴い、都市化の影響を強く受け、工業用地、住宅用地等の他用途利用機会が多い地域である。今後とも、土地生産性の高い品目を重点的に振興するとともに、水稻等の土地利用型農業については省力化に努め、意欲ある担い手や集落営農組織への農地の集積・集約化を推進し、農地の適切かつ効率的な利用を促進する。さらに、地域振興に寄与する農地の他用途利用とのバランスをとりながら、優良な農用地等を確保し、その有効活用を図る。

西部山麓地域では、県営造成農地において、小ギク、バラ、ブドウなどの産地が形成されている。その一方、傾斜地においては、小規模な農業が行われている。今後は、造成農地を中心に優良な農用地等を確保するとともに、集団的に分布している農地についてはその確保に努める。

東部山麓地域では、国営造成農地を中心に一定規模の茶の産地が形成されるとともに、県営ほ場整備等による区画整理により、水田として農地の効率的利用が進んでいる。その一方で、生産基盤の未整備な条件不利地においては、荒廃農地が発生している状況である。今後は、国営造成農地を中心とした活用により、茶業経営の安定を図るとともに、ほ場整備水田では意欲ある担い手や集落営農等による効率的な利用に資する優良な農用地等を確保する。

## (2) 大和高原農業地帯

本地帯は、大和高原及び宇陀山地の標高300～500mの地域で、国営造成農地を中心に、茶や花き、野菜、畜産等による土地利用が図られ、農道の整備などにより流通面の改善が進んでいる。その一方で、生産基盤の未整備な条件不利地においては、荒廃農地が発生している状況である。

今後は、茶や冷涼な気候を利用した高原野菜など、地域特性を活かした農業を振興し、荒廃農地の発生抑制、再生を図るとともに、国営造成農地を中心に優良な農用地等を確保する。

## (3) 五條・吉野農業地帯

本地帯は、面積では県の64%を占め、吉野川沿いの平坦な北部地域と大部分が山岳地帯である南部地域に区分される。

北部地域は、国営造成農地を活用した全国でも有数の生産量であるカキを中心に、ウメ、ナシ、モモなどを加えた大規模な果樹産地が形成されている。また、吉野川流域では、トマト、ナス等の野菜、畜産、花き等による労働集約的農業が展開されている。今後は、果樹農家など意欲ある担い手において、農地の集積・集約化による経営規模の拡大に資するため、国営造成農地を中心に優良な農用地等を確保する。

南部地域は、その地形から、傾斜が強く分散している農用地が多いため、規模が零細で自家消費が中心であるが、集団化している農用地を中心に地域特産物の生産を推進することにより、農用地等の確保に努める。

## 第2 農業振興地域として指定することを相当とする 地域の位置及び規模に関する事項

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模 (h a)	備考
大和 平野 農業 地帯	奈良地域 (奈良市)	奈良市のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 9,307 農用地面積 3,092	
	大和高田地域 (大和高田市)	大和高田市のうち、都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 817 農用地面積 357	
	大和郡山地域 (大和郡山市)	大和郡山市のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 2,560 農用地面積 1,286	
	天理地域 (天理市)	天理市のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 5,476 農用地面積 1,949	
	橿原地域 (橿原市)	橿原市のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 1,981 農用地面積 779	
	桜井地域 (桜井市)	桜井市のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 3,192 農用地面積 991	
	御所地域 (御所市)	御所市のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 2,306 農用地面積 993	
	香芝地域 (香芝市)	香芝市のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 197 農用地面積 71	
	葛城地域 (葛城市)	葛城市のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 1,579 農用地面積 786	
	平群・三郷 地 域 (平群町・ 三郷町)	平群町・三郷町のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域  〔平群町：総面積1,573ha・農用地面積368ha〕 〔三郷町：総面積 289ha・農用地面積 31ha〕	総面積 1,862 農用地面積 399	
	斑鳩地域 (斑鳩町)	斑鳩町のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 776 農用地面積 337	
	安堵地域 (安堵町)	安堵町のうち、都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 311 農用地面積 111	
	川西地域 (川西町)	川西町のうち、都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 464 農用地面積 233	
	三宅地域 (三宅町)	三宅町のうち、都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 251 農用地面積 132	



農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模 (h a)	備考
	田原本地域 (田原本町)	田原本町のうち、都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 1,706 農用地面積 987	
	高取地域 (高取町)	高取町のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 540 農用地面積 195	
	明日香地域 (明日香村)	明日香村のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 1,494 農用地面積 446	
	上牧地域 (上牧町)	上牧町のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 130 農用地面積 55	
	広陵地域 (広陵町)	広陵町のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 1,118 農用地面積 606	
	河合地域 (河合町)	河合町のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 490 農用地面積 175	
	計 20地域 21市町村		総面積 36,557 農用地面積 13,980	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模 (h a)	備考
大和 高原 農業 地帯	宇陀地域 (宇陀市)	宇陀市のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 13,833 農用地面積 2,352	
	山添地域 (山添村)	山添村のうち、農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 4,309 農用地面積 957	
	曾爾地域 (曾爾村)	曾爾村のうち、自然公園法の国定公園の特別保護区及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 762 農用地面積 275	
	御杖地域 (御杖村)	御杖村のうち、農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 567 農用地面積 323	
	計 4地域 4市村		総面積 19,471 農用地面積 3,907	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模 (h a)	備考
五條・ 吉野 農業 地帯	五條地域 (五條市)	五條市のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 10,462 農用地面積 3,260	
	吉野地域 (吉野町)	吉野町のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 1,744 農用地面積 316	
	大淀地域 (大淀町)	大淀町のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 933 農用地面積 356	
	下市地域 (下市町)	下市町のうち、都市計画法の市街化区域及び農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 2,647 農用地面積 532	
	東吉野地域 (東吉野村)	東吉野村のうち、農業上利用できない森林等を除いた区域	総面積 216 農用地面積 69	
	計 5地域 5市町村		総面積 16,002 農用地面積 4,533	
合計 29地域 30市町村		総面積 72,030 農用地面積 22,420		

※表中の農用地面積は、農業振興地域内にある農用地区域と農用地区域外(農振白地)の農用地の合計面積(出典:平成27年確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査)。

### 第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

#### 1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本県における農業生産基盤の整備については、土地生産性の高い優良な用地等の確保、農業用水の安定供給及び安全安心な農村地域を実現するための施設の整備・更新及び土地改良施設の適正な管理体制の整備を進めていく。

##### (1) 優良な農用地等の確保

地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備や農地中間管理事業により担い手への農地の集積・集約化を促進するとともに、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払制度を積極的に活用し、集落ぐるみの共同作業により、優良な農用地等の確保と荒廃農地の発生抑制に努める。

##### (2) 土地改良施設の更新整備

ダム、ため池、農業用排水路等の農業水利施設については、農地マネジメントを踏まえたアセットマネジメントにより、効率的な維持管理・更新対策を検討していくとともに多面的機能を活用した他目的利用についても検討していく。

##### (3) 土地改良施設の適正な管理体制の整備

農業者の減少、高齢化に伴い、地域の土地改良区等の施設管理体制が脆弱化していくなか、農業水利施設のもつ水資源涵養や貯留による洪水防止等の多面的機能を継続的に発揮していくためにも、多面的機能支払交付金などを活用し、農業者のみならず地域住民との連携のもと土地改良施設の管理体制の整備を図る。

#### 2. 広域整備の構想

本県では、国営大和平野土地改良事業、国営総合農地開発事業など、広域的な農業生産基盤整備が進められてきた。今後、広域的な農業生産基盤の整備については、関係市町村の農業振興地域整備計画との調和を図りつつ推進する。

##### (1) 農業水利施設の維持管理・更新

吉野川分水施設をはじめとする農業水利施設については、今後とも継続して農業用水を安定供給するために農地マネジメントを踏まえたアセットマネジメントにより、効率的な維持管理・更新対策に取り組む。

##### (2) 地域の実情に配慮したほ場の整備

農地の汎用化、集積・集約化による省力化を図り、荒廃農地の発生抑制、農地の流動化の促進のため、地形条件、営農条件、土地利用等地域の実情に応じたきめ細やかなほ場の整備を進める。

## 第4 農用地等の保全に関する事項

### 1. 農用地等の保全の方向

農用地等は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、農業生産活動が行われることによって、食料の安定的な供給だけでなく、自然環境の保全、水資源の涵養、貯留による洪水防止など多面的機能も発揮すると期待される。また、持続的な農業生産活動は生物多様性の保全にも有効である。そのため、農地の集積・集約化や効率的な農業生産活動、集落ぐるみの共同作業の推進などによる荒廃農地の発生抑制、再生を図り、優良な農用地等の保全を推進する。

### 2. 農用地等の保全のための事業及び活動

経営規模拡大を目指す認定農業者など意欲ある担い手への農地の集積・集約化や農作業受委託を推進するとともに、兼業農家や高齢農家を含めた地域の受け皿となる集落営農組織を育成し、農用地等の有効利用に努める。また、効率的な営農を行うために必要な地域の実情に沿ったきめ細やかな基盤整備を実施する。荒廃農地の発生等により多面的機能の低下が特に懸念される中山間地域等においては、農地環境整備事業等により鳥獣害対策と連携した生産基盤の整備を行うとともに、中山間地域等直接支払制度により、荒廃農地の再生及び農業生産活動等の維持・継続を通じて農用地等の適切な保全を図る。さらに、農村資源を活かした地域づくりを推進し、農業体験イベントの実施等による都市住民との交流活動を進める。

## 第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

### 1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

地域農業の維持発展を図るためには、経営規模拡大を目指す認定農業者など意欲ある担い手が根幹を担い、兼業農家と連携して農用地等の効率的かつ総合的な利用を進めることが必要である。

このため、地域の特性や生産の諸条件を活かした営農類型を考慮して、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農地中間管理事業をはじめ、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく利用権設定等促進事業等の積極的活用により、意欲ある担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、集落営農組織の育成を通じて、農地の集団化を行い、農用地等の効率的利用を推進する。また、既に遊休農地化した農地については、基本的には再生を進めることとするが、再生を見込み難い荒廃農地については非農地判定を適切に行い、遊休農地に関する措置を適切に実施する。

目標とする農業経営は、農家の経営指向や地域の特性など諸条件を考慮して、個別経営体及び組織経営体に分類したものとする。

営農類型

[個別経営体]

主 穀 経 営				
営農類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態 様等
平坦大規模 主穀	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <p>水稲キヌヒカリ 300a 水稲ヒノヒカリ 500a 田植受託 100a 収穫・乾燥・調整 受託 600a 小麦 800a</p> <p>&lt;経営耕地面積&gt; 1,600a</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>トラクター30ps 1台 施肥田植機6条 1台 コンバイン4条刈 1 台 乾燥機 3 t 3台 トラック 2 t 1台 倉庫・格納庫 150 m<sup>2</sup></p> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数品種の導入による作業ピークの分散。</li> <li>・生産調整の達成のため小麦の導入。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離</li> <li>・青色申告の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施。</li> <li>・農繁期の臨時雇用の確保。</li> </ul>
平坦大規模 水稲	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <p>水稲キヌヒカリ 300a 水稲ヒノヒカリ 500a 田植受託 100a 収穫・乾燥・調整 受託 600a</p> <p>&lt;経営耕地面積&gt; 800a</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>トラクター30ps 1台 施肥田植機6条 1台 コンバイン4条刈 1台 乾燥機 3 t 3台 トラック 2 t 1台 倉庫・格納庫 150 m<sup>2</sup></p> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数品種の導入による作業ピークの分散。</li> <li>・作業受託による機械の有効利用。</li> </ul>		

中山間大規模 水稲	<作付面積等> 水稲あきたこまち 300a 水稲コシカ 500a 田植受託 100a 収穫・乾燥・調整 受託 600a  <経営耕地面積> 805a	<資本装備> トラクター30ps 1台 施肥田植機6条 1台 コンバイン4条刈 1台 乾燥機3t 3台 トラック2t 1台 倉庫・格納庫 150㎡ 育苗ハウス 5a <その他> ・複数品種の導入による作業ピークの分散。 ・平坦地域での作業受託による機械の有効利用。	
--------------	--	---	--

### 野菜経営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
イチゴ専作 (11～12月どり)	<作付面積等> 11月どり 20a 12月どり 20a  <経営耕地面積> 52a	<資本装備> パイプハウス 40a 育苗ハウス 10a 夜冷育苗施設一式 2a トラクター 15ps 暖房機7.5万kcal 4台 <その他> ・複数作型の導入による作業ピークの分散。 ・夜冷育苗による作期の前進	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施。 ・農繁期の臨時雇用の確保。
イチゴ専作 (高設栽培)	<作付面積等> 高設栽培 30a	<資本装備> パイプハウス 30a	・複式簿記記帳の実施に	・家族経営協定に基づく給

	<p>&lt;経営耕地面積&gt; 36a</p>	<p>育苗ハウス 6a 高設ベンチ 30a 分 温湯暖房機 3台 &lt;その他&gt; ・軽作業化のため高設ベンチの導入。</p>	<p>よる経営と家計の分離 ・青色申告の実施</p>	<p>料制・休日制の実施。 ・農繁期の臨時雇用の確保</p>
イチゴ+トマト	<p>&lt;作付面積等&gt; イチゴ 12月どり 30a トマト 半促成 30a &lt;経営耕地面積&gt; 33a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; パイプハウス 30a 育苗ハウス 3a トラクター 20ps 倉庫・作業舎 50㎡ &lt;その他&gt; ・育苗の改善による生産の安定 ・接ぎ木苗の導入</p>		
ナス専作	<p>&lt;作付面積等&gt; 夏秋ナス 20a 半促成ナス 20a 水稲 50a &lt;経営耕地面積&gt; 90a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; パイプハウス 20a トラクター 20ps 倉庫・作業舎 50㎡ &lt;その他&gt; ・夏秋ナスは水稲と輪作して連作障害を回避する</p>		
施設軟弱 (ハウレンソウ+ミズナ)	<p>&lt;作付面積等&gt; ハウレンソウ 160a ミズナ 40a &lt;経営耕地面積&gt; 40a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; パイプハウス 40a トラクター 20ps 倉庫・作業舎 50㎡ &lt;その他&gt; ・ハウレンソウは年間4作 ・季節に合った品種の導入</p>		
ネギ専作	<p>&lt;作付面積等&gt; 葉ネギ 270a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 育苗ハウス 1.2a</p>		



	<経営耕地面積> 91.2a	トラクター 20ps 移植機 1台 倉庫・作業舎 100㎡ <その他> ・移植栽培による年 3作栽培		
<b>果 樹 経 営</b>				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態 様等
カキ専作	<作付面積等> ハウスカキ 早期加温 20a 普通加温 40a 露地カキ 刀根早生 90a 平核無 40a 富有 120a <経営耕地面積> 310a	<資本装備> 鉄骨ハウス 60a スピートスプレーヤー 1台 温風暖房機 6台 倉庫・作業舎 100㎡ 乗用モーター14ps 1台 <その他> ・スピートスプレーヤー、乗 用モーター等の省力 化機械の導入	・複式簿記記 帳の実施に よる経営と 家計の分離 ・青色申告の 実施。	・家族経営協定 に基づく給 料制・休日制 の実施。 ・農繁期の臨時 雇用の確保。
カキ・ウメ 複合	<作付面積等> 露地カキ 刀根早生 120a 平核無 40a 富有 240a ウメ 100a <経営耕地面積> 500a	<資本装備> スピートスプレーヤー 1台 倉庫・作業舎 100㎡ 乗用モーター14ps 1台 <その他> ・スピートスプレーヤー・乗 用モーター等の導入に よる規模拡大		
カキ・ウメ 複合+ハウス カキ	<作付面積等> ハウスカキ 普通加温 30a 露地カキ	<資本装備> 鉄骨ハウス 30a スピートスプレーヤー 1台 温風暖房機 3台		

	刀根早生 100a 平核無 30a 富有 160a ウメ 90a <経営耕地面積> 410a	倉庫・作業舎 100 m <sup>2</sup> 乗用モーター14ps 1台 <その他> ・スピードスプレー・乗 用モーター等の導入に による規模拡大
ナシ専作	<作付面積等> ナシ 幸水・豊水 20a 二十世紀 70a 新高 10a <経営耕地面積> 100a	<資本装備> 果樹棚 100a スプリンクラー100a スピードスプレー 1台 倉庫・作業舎 50 m <sup>2</sup> 黄色蛍光灯設備 20a <その他> ・直売等による安定 販売
赤ナシ専作	<作付面積等> ナシ 幸水 40a 豊水 30a <経営耕地面積> 70a	<資本装備> 果樹棚 70a スプリンクラー 70a スピードスプレー 1台 倉庫・作業舎 50 m <sup>2</sup> 黄色蛍光灯設備 70a <その他> ・全量直売による有 利販売
ブドウ専作 (市場出荷+ 直売)	<作付面積等> ブドウ 巨峰加温 30a 巨峰無加温 20a テラウエア加温 80a テラウエア無加温 20a <経営耕地面積> 150a	<資本装備> 波状型ハウス 150a 温風暖房機 7台 倉庫・作業舎 50 m <sup>2</sup> <その他> ・作型・品種の適切 な組み合わせ

イチジク専作	<作付面積等> イチジク 加温          40a 無加温        20a 露地          30a <経営耕地面積> 90a	<資本装備> パイプハウス 60a 温風暖房機 4台 倉庫・作業舎 30㎡ <その他> ・作型の適切な組み合わせ		
<b>花 き 経 営</b>				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
大中輪ギク	<作付面積等> 輪ギク ハウス (電照)      10a (夏ギク) 10a 露地 (秋挿し) 20a (春挿し) 40a <経営耕地面積> 70a	<資本装備> パイプハウス 10a トラクター 20ps 畝立てマルチャー 1台 下葉取り機 1台 結束機 1台 切断機 1台 倉庫・作業舎 50㎡ <その他> ・省力機械の導入 ・品種組み合わせによる長期出荷	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施。	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施。 ・雇用の積極的な導入
小ギク	<作付面積等> 小ギク ハウス夏ギク 10a 露地秋ざし 20a 露地春ざし 90a ハウス電照 10a <経営耕地面積> 120a	<資本装備> パイプハウス 10a トラクター 20ps 畝立てマルチャー 1台 下葉取り機 1台 結束機 1台 切断機 1台 梱包機 1台 倉庫・作業舎 50㎡		

		<その他> ・省力機械の導入 ・ハウスの有効利用		
鉢花 (シクラメン中心)	<作付面積等> シクラメン 25a カンテンシクラメン 17a 花壇苗 25a <経営耕地面積> 40a	<資本装備> APハウス 40a 底面吸水ベンチ 25a 温風暖房機 2台 用土混合機 1台 倉庫・作業舎 50㎡ <その他> ・灌水の省力化 ・裏作として花壇苗の導入		
花壇苗専作	<作付面積等> 花壇苗 パンジー 30a ベゴニア 10a ペチュニア 18a マリゴールト 16a サルビア 14a <経営耕地面積> 30a	<資本装備> APハウス 30a ホットインクマシン 1台 フロントローダー 1台 用土混合機 1台 播種機 1台 温風暖房機 2台 倉庫・作業舎 50㎡ <その他> ・施設の年3回転利用 ・省力機器の導入		
<b>茶 経 営</b>				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
茶(てん茶) (共同工場)	<作付面積等> 茶 350a <経営耕地面積>	<資本装備> 製茶工場建物 260㎡ 生葉自動コンテナ 600kg	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施。

	350a	蒸熱工程 300kg てん茶機 100kg/h 仕上げ工程 1台 乗用型摘採機 1台 防霜扇 350a 倉庫・作業舎 200㎡ 〈その他〉 ・3戸共同と補助事業導入による機械等償却費低減	・青色申告の実施。	・農繁期の臨時雇用の確保。
生葉 (FA工場)	〈作付面積等〉 茶 400a 〈経営耕地面積〉 400a	〈資本装備〉 乗用型摘採機 1台 防霜扇 400a 倉庫・作業舎 200㎡ 〈その他〉 ・生葉売りによる製茶工場償却費の低減		
<b>畜産経営</b>				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農	〈作付面積等〉 経産牛 35頭 飼料作物 イタリアライグラス 75a スーダングラス 75a 〈経営耕地面積〉 75a	〈資本装備〉 搾乳牛舎 500㎡ ハイラインミルカー 一式 牛糞処理施設 一式 トラクター 20ps 〈その他〉 ・自給飼料の確保 ・牛群検定による生産能力の向上 ・ヘルパーの導入	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施。	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施 ・雇用の積極的な導入
肉用牛	〈作付面積等〉 肉用牛 180頭	〈資本装備〉 肥育牛舎 1,000㎡		

	<経営耕地面積> -	牛糞処理施設 一式 トラクター 20ps <その他> ・効率的飼養管理	
採卵鶏	<作付面積等> 成鶏 10,000羽 <経営耕地面積> -	<資本装備> 成鶏舎 1,340 m <sup>2</sup> 自動給餌機 一式 鶏糞発酵施設 一式 <その他> ・衛生管理の徹底 ・飼養管理の省力化	

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
集落営農組織（水稲＋小麦）	<作付面積等> 水稲作業受託 耕起 1500a 代掻き 1000a 田植 1000a 収穫 1200a 乾燥調整 1700a 小麦作業受託 500a <経営耕地面積> -	<資本装備> トラクター30ps 2台 施肥田植機 6条 2台 コンバイン 4条刈 2台 乾燥機 3 t 3台 倉庫・格納庫 150 m <sup>2</sup> <その他> ・複数品種の導入による作業ピークの分散 ・生産調整の達成のため小麦の導入	・複式簿記の実施 ・経理担当者の育成	・パソコンを利用した従事者管理 ・雇用者の労災保険等の加入
集落営農組織（水稲）	<作付面積等> 水稲作業受託 育苗 3600a 耕起 1500a 代掻き 1500a	<資本装備> トラクター30ps 3台 施肥田植機 6条 1台 コンバイン 4条刈 1台		

	田植 1500a 収穫脱穀 4000a <経営耕地面積> ー	<その他> ・複数品種の導入による作業ピークの分散。		
--	---	-------------------------------	--	--

野菜経営				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
イチゴ専作 (高設＋土耕)	<作付面積等> イチゴ 高設栽培 10a 土耕栽培 20a <経営耕地面積> 33a	<資本装備> パイプハウス 30 a 育苗ハウス 3 a 高設ベンチ 10 a 分 <その他> ・軽作業化のための高設ベンチの導入	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施。
イチゴ(土耕)＋ナス	<作付面積等> イチゴ 土耕栽培 15 a ナス 夏秋栽培 5 a <経営耕地面積> 22 a	<資本装備> パイプハウス 15 a 育苗ハウス 2 a トラクター 20ps 倉庫・作業舎 30 m <sup>2</sup> <その他>		
施設軟弱 (ハウレンソウ＋ミズナ)	<作付面積等> ハウレンソウ 120 a ミズナ 30 a <経営耕地面積> 30 a	<資本装備> パイプハウス 30 a トラクター 20ps 倉庫・作業舎 30 m <sup>2</sup> <その他> ・ハウレンソウは年間4作		

<p>施設軟弱 (コマツナ)</p>	<p>&lt;作付面積等&gt; コマツナ 140 a  &lt;経営耕地面積&gt; 35 a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; パイプハウス 35 a トラクター 20ps 倉庫・作業舎 30 m<sup>2</sup>  &lt;その他&gt; ・コマツナは年間4 作</p>	
<p>ネギ専作</p>	<p>&lt;作付面積等&gt; 葉ネギ 150 a  &lt;経営耕地面積&gt; 50.8a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 育苗ハウス 0.8 a トラクター 20ps 移植機 1 台 倉庫・作業舎 50 m<sup>2</sup>  &lt;その他&gt; ・移植栽培による年 3 作栽培</p>	

※出典：農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（平成26年6月）



## 第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

本県の農業は、京阪神の大都市に近接しているため、従来より野菜、果樹、畜産などの生鮮食料品の供給地として発達してきた。しかし、近年、農産物価格の低迷と経営コストの増加により農業経営が厳しい環境下に置かれている。

このような中、県では、都市近郊という特徴を活かして、「マーケティング・コスト戦略」に基づく農業の振興を柱に施策を推進している。

すなわち、県の特産品として将来性のある、大和野菜、サクランボ、切り花ダリア、切り枝花木、有機野菜、イチジクなどを「チャレンジ品目」に、県の主要品目であるカキ、キク、イチゴ、茶、大和畜産ブランドなどを「リーディング品目」に選定して、意欲的な農家と協働して、高付加価値化、高品質化によるブランド化、生産・流通にかかるコスト削減、市場流通のほか農産物直売所等の多様な流通ルートの開拓、生産者と実需者とのマッチング、販売プロモーション、奈良の食材を活かした美味しい「食」のPRなどに取り組んでいるところである。今後とも、本施策をより一層充実し、「マーケティング・コスト戦略」に基づく農業の振興に積極的に取り組む。

これらの施策を推進するとともに、下記に掲げている主要作物についての生産から加工・流通・販売において必要な施設については、合理的・計画的な整備を推進する。

### 1. 主要作物別の構想

#### (1) 水稲

需要に応じた計画的な良食味米生産に努めるとともに、適地適品種の作付を基本に、機械の効率的利用や基幹施設、高性能農業機械の導入等により、低コスト生産の推進を図る。

#### (2) 麦・大豆

作付の集団化や農作業の受委託により、省力化と生産性の向上に努めるとともに、実需者ニーズに応じた土地生産性の高い優良品種の生産を推進する。このため、地域条件等に応じた播種、収穫、乾燥調製等の機械・施設の整備を推進する。

#### (3) 野菜

都市近郊という条件を活かし、軟弱野菜、イチゴ、ナス、トマトなどの産地の活性化と需要に応じた安定供給を進めるとともに、大和高原の造成農地を中心にハクサイ、キャベツ、ブロッコリー、エダマメ、レタスなど土地利用型野菜の生産を推進する。また、大和野菜認定品目については、品目ごとの振興方針に基づき、ブランド化やロットの確保などによる産地の強化を推進する。このため、省力化、軽作業化を図るための定植機や収穫機の導入、共同販売体制の維持・強化と併せて集出荷施設等の整備を推進し、また、多品目少量生産に対応した直売施設の整備による販路拡大を促進する。

#### (4) 花き類

予約相対取引やインターネットによる販売などに対応するため、地域並びに広域の拠点施設における集出荷体制の見直し・整備を行う。また、切り花類を中心に、多様化する実需者ニーズに対応し、切り花ダリアをはじめ、新たな品目、品種の導入を図る。キクについては、生産安定と品質向上を図るための施設や省力化・低コスト化を図るための移植機・収穫機等の導入を推進する。

#### (5) 果樹

高品質果実の生産を行い、足腰の強い果樹産地の育成を進める。カキについては、老木園の改植推進、樹園地の再整備による生産力の維持・向上を進めるとともに、市場・量販店ニーズに対応した流通体制を整備し国内での消費拡大及び海外市場への販路開拓を推進する。また、ウメ、ブドウ、ナシ、イチジク及びサクランボ等については、高品質安定生産技術の導入及び特色ある産地振興と多様な流通販売を推進する。このため、既存の共同利用施設等の効率的な利用を図るとともに、適正規模の共同利用施設等の整備を計画的に推進する。また、品目や産地の実情に応じた機械・施設の整備を推進する。

#### (6) 茶

低コスト良質茶生産による経営安定を図るため、低迷しているリーフ茶の消費拡大を促進する一方、老木園の改植、摘採の省力化、優良品種の導入、高性能加工施設等の整備を推進する。併せて、作業受委託の推進や茶園の集積による団地化に努める。

#### (7) 畜産

みつえ高原牧場に、畜産振興の拠点となるような大規模農場を誘致した畜産団地等整備構想について検討を進めるとともに、大和牛、大和肉鶏、ヤマトポーク、大和なでしこ卵の大和畜産ブランドをはじめ県産畜産物の生産拡大を図るため、生産基盤の整備を推進する。また、規模拡大に伴い増加する家畜排せつ物を適正に処理するための施設や、稲発酵用粗飼料（WCS用稲）及び飼料用米、エコフィード等の自給飼料調整機器・施設の整備を推進する。

## 2. 広域整備の構想

市町村域を越える広域的な近代化施設の整備については、関係市町村の農業振興地域整備計画との調和を図りつつ、必要に応じて推進する。

## 第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

### 1. 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

本県では、都市化の進展や農業者の減少、高齢化により、担い手不足が顕著となっている。このような現状の中で、農業、農村の健全な発展と活性化を図るためには、本県農業の根幹を担う、効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体を育成するとともに、他産業や非農家からの新規参入者を積極的に受け入れ、将来にわたって、本県農業の担い手として確保、育成を図ることが急務である。

このため、農業担い手ワンストップ窓口を本庁内及び農林振興事務所に設置し、新規就農等の相談に一元的に対応するとともに、NAFIC等の研修教育施設も活用し、市町村、公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター、一般社団法人奈良県農業会議、農業関係団体との連携を密にしながら積極的な就農支援対策に取り組む。

### 2. 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

新規就農者の育成には、NAFIC等の研修教育施設の有効活用を図る。また、技術・経営指導と併せて、就農後、安定した農業経営を行うために必要な施設、機械等の整備に必要な資金の融通などの支援体制を充実する。

### 3. 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

#### (1) 新規就農者の確保、育成

新規就農希望者の円滑な就農を促進するため、農業体験インターンシップ制度や先進的な農家での実践研修等を実施するとともに、農地の斡旋を行う。

また、就農開始後、自立経営へと誘導するため、普及指導員による農業技術・経営等のフォローアップを実施する。

#### (2) 担い手の育成

意欲ある担い手農家を育成するため、公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターを活用した農地の集積・集約化を進めるとともに、経営体の法人化を促進する。

#### (3) 兼業農家の支援

本県農業の大半を占める兼業農家の支援に向け、集落の営農リーダーを育成するとともに、集落営農組織の立ち上げやその組織の法人化を促進する。また、水稻から収益性の高い野菜などの作物転換を進め、農地の有効活用と生産額の向上を図る。

#### (4) 女性農業者への支援

県内の農業就業人口の約半数を占め、農業生産の重要な役割を果たしている女性農業者の活躍を一層推進するために、農業女子ネットワークの構築を進め、女性ならではの視点を活かした起業や就業を促進する。

#### (5) 実学教育の推進

県内の教育機関が連携した実学教育を推進し、自営就農や農業法人等への雇用により県内での就農を促進する。

## 第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

### 1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本県は、恵まれた気候風土と高い土地生産力を背景に、京阪神大消費地への至近性を活かして、高度な技術と資本装備を駆使し、都市近郊農業が行われてきた。その一方、大都市に近接し、安定した農外就業の場に恵まれたことから、安定兼業農家による農業が定着している。

このような農業構造が今後も続くものと考えられるが、地域経済の低迷により今後とも厳しい雇用情勢が続くと予想されることから、農業従事者の安定的な就業が難しくなると考えられる。

こうしたことから、農業振興はもちろんのこと、商工業や観光など他産業と連携した地域振興を図ることにより安定的な就業機会の確保に努める。

### 2. 農村地域における就業機会の確保のための構想

雇用就農機会を創出するため、農業法人の育成や企業の農業参入を促進するとともに、生産だけでなく、加工、流通、販売への展開など、農業の6次産業化を図るため、加工流通施設や農産物直売所などの整備を推進する。また、大和平野農業地帯など平野部においては、農外就業の機会を確保するため、地域振興と農業との健全な調和を図りながら、一部では企業誘致などを進める。

一方、中山間地域においては、農山村の活性化に重点を置き、都市農山村交流を活発にするとともに、特産品や森林資源、歴史、文化等、優れた地域資源を活用した観光産業を振興する。

## 第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

### 1. 生活環境施設の整備の必要性

本県の農業・農村は、県民の就業・居住の場として、また、県土と自然環境を保全する緑空間としての役割を果たしてきたが、今日では、少子・高齢化の進行に伴う農業者の高齢化や後継者不足、農家の兼業化、都市近郊農村における宅地化の進展などにより、農村の混住化が進んできている。地域住民の価値観や生活意識も多様化し、連帯感が希薄化し、地域機能の低下が顕在化してきている。

一方で、農村の持つ豊かな自然環境や伝統文化など都市部にはない良さを見直す動きが広がりつつあり、都市から農村への移住や観光など、都市と農村の交流が進みつつある。

また、本県の農村集落においては、集会施設など農業者の良好な生活環境を確保するために必要な施設の整備は都市部と遜色がないものの、地域住民相互の意思の疎通を図ることにより管理体制を構築しつつ、少子・高齢化社会への対応や都市と農村の交流拡大などを踏まえた農村づくりを進める必要がある。

### 2. 生活環境施設の整備の構想

上記1の必要性を踏まえて、農村に住む人々の利便性や快適性、安全性の向上に向け、農業の6次産業化やICTなど情報化、バリアフリー化、防災化などの推進の理念に立って整備を図っていく。

整備については、市町村の農業振興地域整備計画との整合を図り、優良な農用地等の確保に配慮するとともに、地域住民の意向を尊重するほか、農業者の利用人口と利用圏を見込んだ上で、適正な規模となるよう効率的に行うものとする。

また、農村地域固有の景観や自然環境に配慮するなど、農村の特性を活かした整備を行い、農業者以外の地域住民にとっても生活環境の改善につながるよう配慮するとともに、施設の維持管理については、地域住民の自主的な活動をもって適正かつ効率的な実施を推進する。